

5 文科科第 445 号
令和 5 年 11 月 14 日

文部科学省の予算の配分又は措置により
研究を実施する研究機関の長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長
柿 田 恭 良

査読における不適切な行為の防止について（通知）

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対してガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しており、すでに多くの研究機関では研究不正への対応に関する規程・体制の整備、研究者に対する定期的な研究倫理教育の実施など、ガイドラインに基づく取組が定着してきています。

また、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）以外の研究活動における不正行為としては、二重投稿や不適切なオーサiership等が認識されるようになってきておりますが、ガイドラインでは「具体的にどのような行為が、（中略）研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。」としております。

このような中、先般、査読における不適切な行為の認定があったことを踏まえ、「研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について（通知）」（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 文科科第 919 号文部科学省科学技術・学術政策局長通知。以下「令和 5 年 3 月通知」という。）において、特定不正行為以外の不適切な行為の一つとして、査読における不適切な行為についても適切な対応をお願いしたところです。併せて令和 4 年 12 月に日本学術会議に対し、査読を実施する際の規範となる対応指針等について審議を依頼し、今般、別添 2 のとおり同会議より回答があったところです（「論文の査読に関する審議について（回答）」（令和 5 年 9 月 25 日、日本学術会議。以下「日本学術会議回答」という。))。

各研究機関の長におかれては、所属する研究者に対して本通知の内容を周知するとともに、下記に示すとおり日本学術会議回答の内容にも留意しつつ、研究倫理教育のより一層の取組の強化を含め、査読における不適切な行為の防止に向けた対応を引き続きお願いします。

なお、文部科学省においても、引き続きガイドラインの実施等に関しフォローアップすることとしております。

別添 1 「論文の査読に関する審議について（回答）」のうち要旨抜粋

別添 2 「論文の査読に関する審議について（回答）」（令和 5 年 9 月 25 日、日本学術会議）

記

1. 査読における不適切な行為に関する対応について

特定不正行為以外の二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等については、科学の信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにつながり得る研究者倫理に反する行為に当たるものであると考えられます。

このうち、査読における不適切な行為に関し、日本学術会議回答において、「査読の意義・重要性」として、査読に関わる関係者の責務について触れられるとともに、「査読を実施する際に想定される不適切な行為」、「査読を実施する際に規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者等）」等がとりまとめられており、研究者や研究機関のみならず出版社や学術誌を対象とした考え方が示されております。

論文の査読に関する不適切な行為は、研究者の社会からの信頼を失うとともに、科学に対する国民の信頼を揺るがし、科学の発展を妨げることに繋がるものであるため、適切な対応が必要であると考えられます。

各研究機関におかれては、日本学術会議回答も踏まえ、査読における不適切な行為についても適切に対応頂くよう改めてお願いします。

2. 研究倫理教育について

研究倫理教育の実効性を上げることの重要性については、これまでもガイドライン、令和5年3月通知等においてお示ししているところですが、日本学術会議回答においては、査読者の研修・教育の在り方について示されるとともに、大学・教育機関に対しても、想定される対策が次のとおり示されています。

(想定される対策)

科学研究の査読全般については、既に研究倫理指針や教材が多数提供されており、大学・研究機関がこれらをうまく活用して研修・教育を実施することができる。もちろん独自の教材の作成・提供も考えられる。効率よく有効な研修・教育を行うには、学生が初めて論文を作成する時期や投稿する時期、若手研究者が初めてピア・レビューを行う可能性のある時期等、タイミングへの配慮も重要である。

各研究機関におかれては、すでに研究倫理教育の実施に取り組まれていると思いますが、上記内容を踏まえ、より一層の取組の強化をお願いします。また、学生に対する研究倫理教育についても同様の取組の実施をお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課研究公正推進室

電 話：03-5253-4111（内線 4028）

E-mail：jinken@mext.go.jp

要 旨

1 はじめに

令和4年(2022年)12月27日付け4文科科第646号の審議依頼「論文の査読に関する審議について(依頼)」を受けて、論文の査読の現状を把握し、問題提起を行うため、日本学術会議では、科学者委員会学術体制分科会の下に論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会を設置し、集中的に審議を行った。審議に当たり、日本学術会議内外の参考人から意見を聴取したほか、日本学術会議会員・連携会員を対象として、領域横断的なアンケート調査を行い、その内容を回答に反映した。

2 査読の意義・重要性

科学研究における査読は、専門性を共有する研究者による「ピア・レビュー」のかたちで行われる。ピア・レビューは、論文の査読を含むあらゆる科学研究の場面で評価の中核になるものであり、その公正で厳正な実施に努めることは、査読者を始めとするすべての関係者の責務である。論文の査読は、公開される研究成果の質を担保するゲートキーパーの役割を担っているほか、査読者のコメントが論文の内容の改善・向上に貢献する場合もあり、その意義・重要性は多面的である。

3 査読を実施する際に想定される不適切な行為

(1) 不適切な行為の背景

多くの研究領域において、研究者の論文数や被引用数等が評価ポイントとして重要視されるようになったことから、過度な論文発表競争が引き起こされ、これが不適切な行為の誘因となっている。世界的な投稿論文数の増大、専門領域の細分化、新たな研究領域の登場、研究者の多忙等により、編集者が査読者の選定に苦勞する事態が生じている。このような背景の下、編集者の負担を緩和するために導入された査読者推薦制度等が、悪用される場合がある。

(2) 通常の査読のプロセスと問題点

一般的な査読のプロセスにおいて、不適切な行為と関連しうる事項として、投稿者による査読者候補者の推薦、編集者の多忙化、査読者の匿名性、少数の(かつ分野によっては特定の)研究者による査読結果に依存せざるを得ない評価・判定、単独あるいは少数の編集者に委ねられる採択・却下の判断等がある。いずれも早急な改善は困難であり、その試みは道半ばである(「5 おわりに」で述べる)。

(3) 想定される不適切な行為

想定される主な不適切な行為には以下のものがあり、それぞれ対応が必要である。投稿者による査読者へのなりすまし; ゲスト編集者制度を利用した査読偽装; 互助会的グループによる査読偽装; 個人的な連携による査読偽装; 査読・改訂サイクルへの遅延行為; 査読者による情報漏洩、盗用; 編集者による査読の不適切な管理; 捕食出版(いわゆるハゲタカジャーナル)及び論文工場(ペーパーミル、論文偽造ビジネス)の利用等。

4 査読を実施する際の規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者等）

研究者はピア・レビューの基本的な規範を身に付けなければならないが、論文の査読においては、研究領域及び学術誌ごとの特性に配慮する必要がある。したがって、査読の規範となる対応方針の策定や、査読者研修・教育の実施に当たっては、国や研究費配分機関、大学・研究機関、学術誌とその出版母体（出版社や学協会）が適切に役割を分担する必要がある。

(1) 査読を実施する際の規範となる指針

独立行政法人日本学術振興会、一般財団法人公正研究推進協会等が、研究者がピア・レビュー（論文の査読を含むが、これに限定しない。）を実施するに際し参照すべき指針や研究倫理教材を提供している。研究者が初めて査読を実施する場合等、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境を作ることが望ましい。

論文の査読に特化したガイドラインとしては、国際的な出版規範委員会（COPE）が「査読者のための倫理ガイドライン」を公表しており、これを活用している学術誌も多い。一方、研究者からは、学術誌及びその出版母体（出版社や学協会）による専門領域や編集ポリシー等に基づいた規程・指針の提供への要望が大きい。学術誌及び出版母体は、投稿者・査読者・読者への透明性を高め、研修・教育の機会を提供する意味でも、積極的に査読ガイドラインを作成・公開することが望まれる。

(2) 不正行為への対応に関する指針

文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年（2014年）8月26日）では、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不適切な行為が生じた場合に、大学・研究機関や研究費配分機関の取るべき対応について記載がない。制定から9年が経過していること、論文の査読における不適切な行為を含む、特定不正行為以外の不正行為が広がりを見せていることから、改訂あるいは内容の追加について検討すべき時期に来ている。

(3) 査読者の研修・教育の在り方

科学研究におけるピア・レビューについては、既に研究倫理指針や教材が提供されており、学生が初めて論文を作成する時期や、若手研究者が初めてピア・レビューを行う時期等に研修・教育を実施することで、効果を最大化できると思われる。また、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境の整備が推奨される。論文の査読に特化した研修・教育では、学術誌・学協会・出版社が編集ポリシーや査読ガイドラインを公開してプロセスの透明性を高め、査読者研修・教育の場を設けることが望ましい。

5 おわりに

査読制度の問題点や査読者の枯渇を憂慮する研究者や出版社により、新たな論文審査方式が考案・導入されつつある。すなわち、査読を経て公開へという慣行を逆転するプレプリントサーバー、顕名の査読者による公開査読、複数の学術誌による査読結果の共有、投稿者が査読結果への対応を主体的に決める制度等が試みられており、国内の出版社や学協会においても、将来の学術誌の在り方とよりよい査読システムの構築に向けて検討し、行

動を起こす必要がある。また、国や研究費配分機関は、高い透明性をもって世界標準の研究成果情報を発信する優れた取組を、力強く後押しすべきである。